

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二章 内部部局等 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（三）三十六 （略） 三十七 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関する事（地方公共団体が行う地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。以下同じ。）に関する施策に関するものに限る。）。	第二章 内部部局等 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（三）三十六 （略） 三十七 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関する事（地方公共団体が行う地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。以下同じ。）に関する施策に関するもの及び環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）<u>第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。</u>）。

三十八～四十二 (略)

四十三 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ～ヘ (略)

四十四～四十八 (略)

2 (略)

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(環境経済課の所掌事務)

第十七条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

(削る。)

四・五 (略)

第二款 地球環境局

三十八～四十二 (略)

四十三 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ～ヘ (略)

四十四～四十八 (略)

2 (略)

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(環境経済課の所掌事務)

第十七条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。)

五・六 (略)

第二款 地球環境局

(地球環境局に置く課等)

第二十五条 地球環境局に、次の三課及び参事官一人を置く。

総務課

地球温暖化対策課

国際地球温暖化対策推進課

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十七条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房及び水・大気環境局並びに国際地球温暖化対策推進課の所掌に属するものを除く。)。

二 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号及び次条において同じ。)の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(国際地球温暖化対策推進課の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

(国際地球温暖化対策推進課の所掌事務)

第二十八条 国際地球温暖化対策推進課は、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事

(地球環境局に置く課等)

第二十五条 地球環境局に、次の三課及び参事官一人を置く。

総務課

地球温暖化対策課

国際連携課

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十七条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房及び水・大気環境局並びに国際連携課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。

二 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号、次条第一号及び第二十九条において同じ。)の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(国際連携課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

(国際連携課の所掌事務)

第二十八条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並

務をつかさどる。

(参事官の職務)

第二十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る。)

一 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する
こと。

二 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の
総括に関すること。

三 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関
すること。

四 (略)

びに海外との連絡に関すること(参事官の所掌に属するものを除
く。)

二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する
こと(参事官の所掌に属するものを除く。)

三 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の
総括に関すること。

四 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関
すること。

(参事官の職務)

第二十九条 参事官は、命を受けて第一号及び第二号に掲げる事務を
分掌し、並びに第三号に掲げる事務をつかさどる。

一 地球温暖化の防止に関する国際協力に関する事務のうち重要事
項に係るもの

二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する
事務のうち重要事項に係るもの

(新設)

(新設)

三 (略)